

「すだちくんEV Charger」認定制度取扱要領

1 目的

この要領は、「すだちくんEV Charger」認定制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第11条に基づき、「すだちくんEV Charger」の認定手続き等について、必要な事項を定めるものです。

2 事業概要

(1) 対象事業者

実施要綱第4条のとおりとします。なお、同条第1項第1号の「事業者、団体及び施設等の管理者」には、充電器の設置場所を提供する者も含まれます。

(2) 対象設備

実施要綱第3条で定義されるものとします。

(3) ステッカー及び標識

実施要綱第2条第4号及び第5号で定義されるものであり、実施要綱第8条に基づき対象事業者に支給されます。（別添1参照）

(4) 別途指定する事業

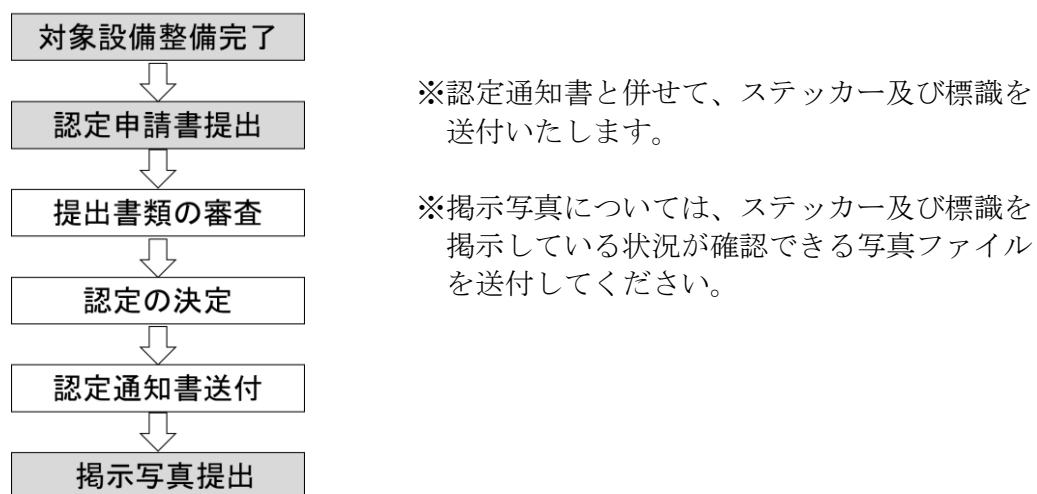
実施要綱第4条第2項の規定に基づき、以下の事業によって設置される充電器については、実施要綱第5条から第10条の規定にかかわらず、当該事業の担当部署による要件等の確認をもって認定等の手続きが完了したものとみなします。

ア 県有施設への電気自動車用充電設備導入事業

イ その他、県が実施する事業であって、本制度の趣旨に合致すると知事が認めるもの

3 事業の流れ

(1) 手続きの流れ



■ : 申請事業者の手続き □ : 県の手続き

(2) スケジュール

本制度に申請期限はなく、随時受け付けております。また、申請後の審査等の手続きについても順次実施いたします。

4 認定申請

(1) 提出書類

実施要綱第5条のとおりです。なお、御提出いただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

申請受付後、記載内容について申請事業者又は担当者へ電話等で確認を行う場合や、追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 提出方法

郵送、持参、またはメールのいずれかで御提出ください。

【郵送・持参の場合】

「7 問合せ先」に記載の住所・宛先へ御提出ください。

【メールで提出する場合】

「7 問合せ先」に記載のメールアドレス宛てに、以下の点に御留意のうえ御送付ください。

※ **件名**：必ず「すだちくんEV Charger」という文言を含めてください。

※ **送信後の対応**：メール送信後、必ず「7 問合せ先」に記載の電話番号まで御一報ください。

5 認定

提出書類の審査の結果、申請内容が実施要綱の目的に適合すると認められた場合は、認定を決定し、申請事業者に通知するとともに、ステッカーおよび標識を送付いたします。

6 その他

(1) 認定申請は随時受け付けておりますが、申請事業者は、認定申請書の提出までに対象設備の整備を完了し、稼働させておく必要があります。

(2) 提出書類の審査は、原則として先着順で実施いたします。

(3) 申請の際は、あわせて実施要綱を必ず御確認ください。

7 問合せ先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県 生活環境部 サステナブル社会推進課 脱炭素推進担当

TEL：088-621-2260

FAX：088-621-2845

メールアドレス：sustainablehakai@pref.tokushima.lg.jp

○ステッカー及び標識

認定申請の内容が実施要綱の目的に適合するものであると認めるときは、認定通知書と併せて、次のようなステッカー及び標識を県より支給します。ステッカーについては、当該充電器の視認しやすい箇所に、標識については、当該充電器の設置場所近辺に提示してください。（標識については周囲に取付用の穴が空いております。）

